

守谷市教育委員会定例会 令和7年4月

1 日 時 令和7年4月25日(金) 午後1時30分～

2 場 所 守谷市役所 全員協議会室

3 出席者 教育長 奈幡 正
 教育長職務代理者 河原 健
 教育委員 椎名 和良
 教育委員 辺見 芳宏
 教育委員 萩谷 直美

4 欠席者 なし

5 説明のための出席者

教育部長 小林 伸稔
 教育部参事 直井 健治
 教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子
 学校教育課長 藤沼 重信
 教育指導課長 鈴木 優子
 給食センター長 松井 貫太
 中央図書館長 平塚 恭子
 事務局員(学校教育課) 1名

6 傍聴人 なし

1	開会宣言	教育長	午後1時30分開会を宣言
2	会議録署名委員の指名	教育長	議事録署名人に河原委員を指名する。
3	議決事項	教育長	議案第21号「守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議について」説明を求める。
		学校教育課長	本案は、教育委員会事務局職員、45名こちらが地方自治法第180条の6の規定により、予算の執

	<p>行や市議会への議案提出などの事務が行えないことになっているため、同じく地方自治法第108条の3の規定によりまして、市長部局の職員を兼ねさせることで、それらの事務執行を可能とさせる市長からの協議に対する回答について議決を求めるものです。</p> <p>教育長 議案第21号「守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議について」採決を行う。</p> <p>全員賛成〔原案のとおり可決した〕</p> <p>教育長 議案第22号「教育長の守谷市開発公社理事を兼務すること及び職務専念義務免除の承認について」説明を求める。</p> <p>学校教育課長 本案は、教育長が守谷市土地開発公社の理事に就任するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定により、教育委員会の許可が必要となることから、その承認を求めるものです。</p> <p>また、併せて、同理事の職務に従事する間、教育長の職務に専念することができないため、守谷市教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例第3条第3号の規定に基づき、教育長の職務専念義務の免除について教育委員会の承認を求めるものです。</p> <p>守谷市土地開発公社とは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、地域の秩序ある整備を図るため市が設立した法人で、公共用地等の取得や管理処分等を行っております。</p> <p>構成員は副市長、教育長のほか、市議会議員、市役所各部の部長となっており、これまでも教育長に就任いただいております。</p>
--	--

<p>教育長</p>	<p>議案第22号「教育長の守谷市開発公社理事を兼務すること及び職務専念義務免除の承認について」採決を行う。</p> <p style="text-align: center;">全員賛成〔原案どおり可決した〕</p>
<p>教育長</p> <p>学校教育課長</p>	<p>議案第23号「守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部改正について」説明を求める。</p> <p>本案は、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して交付する就学援助費について、P T A活動の推進と保護者負担のより一層の軽減を図るため、これまで交付の対象費目としていなかったP T A会費を対象とするよう交付要綱の改正を行うものです。</p> <p>また、併せて、保護者の手続の負担軽減及び円滑な事務執行のため、保護者からの申請書等の様式を見直し、その改正も行います。</p> <p>詳細について、新旧対照表を基に御説明いたします。</p> <p>まず、交付要綱第3条、援助費の費目について、第9号としてP T A会費を加えます。これに伴いまして、現行の第9号から第12号は、第10号から第13号に繰り下げます。</p> <p>次に、交付要綱第5条第1項にあります「守谷市就学援助費交付申請書」を「就学援助認定申請書兼同意書」に改めます。</p> <p>これは、現行では、申請者が援助費の交付対象者に該当するかどうかの審査を行うため、世帯の状況等について、市教育委員会が関係各課に照会することへの確認同意書を交付申請書とは別に提出していただいておりますが、これを一つの様式に統合しまして、手続の簡素化を図るものです。</p> <p>また、現行では、児童生徒1名につき1枚の申</p>

<p>椎名委員</p>	<p>請書を提出していただいておりますが、これを1世帯につき1枚の記入で済むよう様式を改め、手続の利便性向上も図っております。</p> <p>次に、交付要綱第5条第2項にある「小学校入学準備金兼入学年度用守谷市就学援助費交付申請書」を「小学校入学準備金兼入学年度用守谷市就学援助費認定申請書兼同意書」に改めます。こちらも申請書と同意書を一つの様式に統合し、手続の簡素化を図るものです。</p> <p>次に、交付要綱第5条第3項については、先ほど述べたように、同意書を申請書に統合することにより現行の同意書がなくなることから、これに合わせ条文を改めるものです。</p> <p>第6条第4項、第8条第1項については、前述の改正内容に合わせ、参照する条項等を改めるものです。</p> <p>また、既に述べた様式の見直しに合わせ、様式の号数についても整理を行います。</p> <p>改正後の様式は、議案書のとおりでございます。</p> <p>なお、この改正については、令和7年4月1日からの適用を予定しております。</p> <p>就学援助費にPTA会費を追加するというのは、御家庭の負担軽減で非常にいいと思う。また、申請書兼同意書ということで、簡素化するのも賛成である。</p> <p>一つ気になった点があり、23号第7項、守谷市就学援助費認定通知書、その下段のほうに米印があつて、通学費の件である。</p> <p>なぜ気になったか、この通知書の文面では、通学費が交通費として出るのが、児童に当たっては4キロ以上、生徒に当たっては6キロ以上のものについてというふうな条件があるが、今年の3月に出た守谷市立小中学校適正配置基本方針の案では、守谷に当たっては、通学距離の目安が、小</p>
-------------	--

	<p>学校では片道おおむね2キロ以内、中学校では片道おおむね4キロ以内としているので、この就学援助に関する文面をこのままにしておけば、これに対する距離が2キロから4キロ、4キロから6キロになっている説明を丁寧にしなくちゃいけないという、もしくは2キロと4キロに直す必要はあるか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>確かに、今回の提案の中に入っていないんですが、方針と齟齬があるかなというふうに思いますので、この現在の様式上に書いてある距離の設定がどういうところに基づいて制定されているのかというのを確認した上で、場合によっては、この部分の見直しというのも今後考えていく必要があるかなと思いますので、課内で検討してまいりたいと思います。</p>
<p>椎名委員</p>	<p>小学校4キロと中学校6キロになっているのは法律があって、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令というところにあって、それを基にして長い間、小学校4キロ、中学校は6キロということで、学校を設立なり統合する目安にしてきたという経緯があって、それが今、ずっとこれが残っていると思う。</p> <p>ただし、守谷では、例の適正配置に関してちょっと短くしてありますので、十分検討いただいて、その辺決めていく必要があるかなと思うので、よろしくお願ひしたい。</p>
<p>教育長</p>	<p>椎名委員から話があったとおり、国の基準が児童が4キロ、生徒は6キロで、適正配置のガイドラインにおいては、それを話し合い、守谷では2キロ、4キロという基準になっていることは御承知おきのとおりです。</p> <p>通学費を交通費として補助する対象にもガイドラインの距離が反映されるかどうかというの</p>

	<p>は、また改めて部内で検討という考え方で、お願いしたい。</p> <p>議案第23号「守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部改正について」採決を行う。</p> <p style="text-align: center;">全員賛成〔原案のとおり可決した〕</p> <p>教育長 議案第24号「守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」説明を求める。</p> <p>学校教育課長 これは、これまで学校教育課が担当していた事務の一部を教育指導課に移管するため、規則の一部を改正するものです。</p> <p>具体的には、議案書4ページの一番下の行、「25 県費負担職員の給与、旅費及び福利厚生に関すること。」を学校教育課から教育指導課に移管するものです。</p> <p>移管する理由としては、その一つ上の行にございます「24 県費負担教員の任命、分限及び内申に関すること。」が教育指導課の事務分掌にあることから、給与、旅費及び福利厚生に関することも教育指導課で担当したほうが、円滑な事務執行につながると判断したことによるものです。</p> <p>なお、この改正については、令和7年4月1日からの適用を予定しております。</p> <p>教育長 議案第24号「守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」採決を行う。</p> <p style="text-align: center;">全員賛成〔原案のとおり可決した〕</p> <p>教育長 議案第25号「守谷市スポーツ推進委員の委嘱について」説明を求める。</p> <p>生涯学習課長 本案は、令和7年3月31日で守谷市スポーツ推</p>
--	---

	<p>進委員の任期が満了となったため、新たに委嘱をするものです。</p> <p>長きにわたって委員に就任しているお二方は、文部科学大臣から功労者表彰を受けており、県南地区協議会でも要職を担っている人材で、地域への軽スポーツの普及などに熱心に携わっていただいています。</p> <p>また、新たに委嘱する委員は3名で、いずれも元行政職員であり、在職時からスポーツ事業、イベント等に協力するほか、地域との交流を行う上で必要な技量やコミュニケーション能力を備えた人材になります。</p> <p>説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いたします。</p>
<p>辺見委員</p>	<p>ここに書いてある特技の中で、ニュースポーツというカテゴリーで、その方が何名いるか、具体的にニュースポーツというのはどのようなものなのか。</p>
<p>生涯学習課長</p>	<p>ニュースポーツとは、いわゆるユニバーサルスポーツと言っていいもので、子供からお年寄りまで誰でも気軽にできるスポーツで、今、守谷市で、地域で普及しておりますのがボッチャというスポーツ、それからモルックという、木のボーリングみたいなピンを並べて、それをまた木を使って倒す。それは計算の仕方とかもいろいろあるんですけども、お年寄りなんかにとっては、それが脳活になったり、子供たちと一緒に、地域の自治体さんなどでも今、広がっておりまして、そこにスポーツ推進委員に主に回っていただいています。</p> <p>そういったスポーツの研修会なども県で開催されておりまして、それで指導員の認定を受けるなどという制度もあります。そちらのほうに、こちらにニュースポーツが特技として記させていた</p>

		<p>だいた方は、認定を受けた方など、ということです。</p>
	教育長	<p>議案第25号「守谷市スポーツ推進委員の委嘱について」採決を行う。</p> <p>全員賛成〔原案のとおり可決した〕</p>
	教育長	<p>議案第26号「守谷市学校運営協議会委員の委嘱について」説明を求める。</p>
	生涯学習課長	<p>今回の改選につきましては、教職員の人事異動及びPTA役員の改選に伴いまして、後任者を委嘱するもので、前松前台小PTA会長の松原氏が御所ヶ丘中学校PTA会長に所属が変わるほか、新任のPTA会長、学校長の就任によりまして、全4名の委員を新たに委嘱するものです。</p>
	教育長	<p>議案第26号「守谷市学校運営協議会委員の委嘱について」採決を行う。</p> <p>全員賛成〔原案のとおり可決した〕</p>
4 協議事項	教育長	<p>協議第2号「守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」の説明を求める。</p>
	生涯学習課長	<p>本案は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、補助執行する市長の権限に属する事務である児童クラブ運営事業において、待機児童対策による公設児童クラブの施設の増減に伴いまして、当該規則に児童クラブの名称及び定員を加除することについて御協議をいただくものです。</p> <p>今回新たに増設するのは、申込み人数が増加傾向にある守谷小学校、御所ヶ丘小学校、郷州小学校及び松ヶ丘小学校児童クラブ各1部屋、定員40</p>

	<p>人ずつになります。</p> <p>また、黒内小学校の児童クラブの1部屋につきましては、前年度と比較して申込み人数が減ったため、1部屋減らすことになりました。</p> <p>理由といたしましては、令和6年の4月に開所いたしました民設民営児童クラブ2施設、こちらは定員が合計で81名になりますが、こちらを選択する児童が増え、両施設とも利用児童がほぼ定員いっぱいになったことなどが考えられます。</p> <p>なお、夏休みなど長期休業期間の利用児童が増加する場合には、引き続き学校に御協力を求め、通常の放課後に放課後子ども教室でお借りしている部屋を充てさせていただくなどの方法で、希望に応じた預かりができるよう努めてまいります。</p> <p>なお、御協議いただきました内容については、市長決裁を経て公布の日から施行となりますが、適用については、令和7年4月1日に遡るものです。</p>
教育長	協議第3号「守谷市地域学校協働活動交付金交付要綱の制定について」説明を求める。
生涯学習課長	<p>本案は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、補助執行する市長の権限に属する事務である補助金の交付事業において、地域住民や学校が連携して、地域全体で子供たちの学びや成長を支える活動に取り組むため、守谷市地域学校協働活動交付金交付要綱を制定することについて御協議をいただくものです。</p> <p>地域学校協働活動については、現在コミュニティ・スクールを導入した御所ヶ丘中学校区で、地域に呼びかけ、中学生の職場体験の場を拡大したり、地域と学校が協働で地域防災に取り組んだりといった活動が活発に展開されています。</p> <p>そのような実態から、今後、経費が伴う活動も</p>

<p>5 報告事項</p> <p>教育長</p> <p>教育指導課長</p> <p>教育長</p> <p>教育指導課長</p>	<p>出てくることが見込まれるため、その活動に充てることができる交付金交付制度を制定するものです。</p> <p>なお、上限額は、対象団体ごとに1年度当たり10万円を見込んでおりまして、申請団体として想定している団体は、学校区ごとに設置を予定しております地域学校協働本部が主な団体となります。</p> <p>報告第8号「令和7年度守谷市総合教育支援センター職員について」説明を求める。</p> <p>令和7年2月に報告いたしました報告第3号令和7年度守谷市総合教育支援センター職員について、欠員となっております検査員1名が決定いたしましたので、報告するものです。</p> <p>経緯といたしまして、7年度当初募集では週5日勤務で募集したところですが、応募がなく臨時募集といたしました。週1日勤務希望で応募がございまして、経験や資格は申し分がないと判断いたしましたして任用するものです。</p> <p>報告第9号「守谷市いじめ重大事態調査委員会からの調査報告書」について説明を求める。</p> <p>守谷市いじめ問題重大事態調査委員会から、いじめ重大事態についての報告書が提出されましたので、報告いたします。</p> <p>概要といたしましては、本件、令和5年、市立の小学校に在学していた当時4年生の被害児童が、10月の放課後、市内の公園にて、小学6年生であった加害児童から金属バットで頭を殴打され、項部挫傷の傷害を負い、その後不登校となったという事案でございます。</p> <p>被害児童は、10月13日以降、欠席がちとなり、登校できない状況が続いておりましたが、令和6</p>
---	---

<p>椎名委員</p>	<p>年2月6日から徐々に登校頻度が回復し、現在は問題なく登校できております。</p> <p>当該小学校は、被害児童及びその保護者の訴えに基づき、いじめ防止対策推進法23条第2項に基づく調査を実施し、今般、市教育委員会により、第三者の調査により、重大事態に係る事実関係を明らかにする必要があると判断し、第三者調査委員会において調査を実施したものととなります。</p> <p>第三者調査委員会では、当事者の供述や資料から客観的に認定できる事実関係を認定し、本件の学校対応を検証し、今後の対応と再発防止策の検討を行いました。</p> <p>別添となりますが、再発防止策につきましては、この後ホームページにも、概要版と併せまして掲載する予定となっております。</p> <p>この報告書を、1回で理解できないところがあったので、2回読ませていただいて、弁護士さんが言うことというのは、なるほどと思ったのは、いわゆる社会通念上のいじめという言葉を使っているところと、このいじめ防止対策推進法上のいじめというのは、全部一緒ではないというところというのが難しいところで、それは教職員も含め、保護者も含め、子供も含め、これから理解、それをさせていく、そういうのが重要だなというのを再認識した点が1点です。</p> <p>この文章も、例えばある子がある子にラブレター送ったら、体よく断られてしまった。片方傷つけば、これも内面上の心身の苦痛あれば、いじめ防止対策推進法上では、いじめになってしまうというふうに解釈できてしまう。それを認知するかどうかという問題もあるにしても、そこまで入ってしまうというような、この法律のところがあるんだなというのを再認識させられました。それが第一点。</p> <p>もう一つ心配しているのは、現段階で、加害児</p>
-------------	--

<p>教育指導課長</p>	<p>童、中学生になりましたか、の様子、それから被害児童は6年生になりますかね。その様子お尋ねしたい。</p> <p>それでは、被害児童の様子ですが、現在6年生となった児童の様子を学校に聞き取っております。本当に先ほど報告を申しあげましたように、2月6日以降の学校の対応によりまして、欠席状況なく登校ができています。新年度になっても、これも手厚い支援がありまして、例えば担任の先生が持ち上がりになっております。5年生のときから持ち上がりになっておりまして、非常に子供が信頼を寄せている先生が持ち上がっている、そういったこともありまして、欠席なく4月も登校ができていますというふうに聞き及んでおります。</p> <p>また、加害の児童、もう生徒になりましたけれども、の様子も聞き取ってございます。その様子に関しましても、大変に気持ちを切り替え、新しいフィールドで、しっかりと、そして今回のことは、きちんと学校、それから保護者を通して指導が行われておりますので、こういったことが二度とないようということに自覚を持って生活をしている、そういったことを学校から聞き及んでおります。</p>
<p>教育長</p>	<p>椎名委員から、社会通念上のいじめ、法令上のいじめ、それへの保護者への理解という貴重な御指摘も頂きました。</p> <p>守谷では、ビジョンでいじめ防止を重点に掲げております。年度初めのPTA総会では、校長がいじめの定義ですとか、いじめの防止について、先週は中学校、あしたは小学校で、校長が自ら説明をする予定ですけれども、その辺りで教育指導課長、何か補足することありますか。</p>
<p>教育指導課長</p>	<p>今、御指摘がありましたように、お話がありま</p>

<p>辺見委員</p>	<p>したように、本市の2大重点施策として、いじめゼロということを挙げておりますので、校長先生方も、そして教職員も、メッセージを子供たちに届けることはもちろんのこと、保護者にきちんと届くようにといったところで、昨年度からこちら、まず4月の第1回目の学校公開日、PTA総会、そういったところで対面により、あるいはオンラインデマンドによりということもありますが、必ず生の声、そういう熱い思いを、大切な思いをきちんと保護者に届けるということで行っております。</p> <p>また、明日の授業参観では、例えば郷州小学校では、全学級でいじめ防止の授業をプログラムに基づいて行うといったことも報告が上がっております。</p> <p>また、他校においても、重点としている学年でそのプログラムを継続して行うということも、足並みをそろえて13校やっておりますので、そういったことも御理解いただければと思っております。</p> <p>これ読ませていただいて、今の課長からの対応、取組というのは大変すばらしいことだと思います。</p> <p>これを読んだときに感じたのは、学校管理外でのトラブルだったというところで、私、自戒を込めて、学校管理外という意味でいうと、ちょっと軽んじて、軽く見てしまったという部分があるだろうし、初期対応の聞き取りにしろ、初期対応の遅さ、結構タイムラグがあるんですよ、日付見ると。それで、被害の保護者の不安感や不信感というのが出てきたなというのを読んでいて感じました。</p> <p>その後の管理職を中心とした全校体制だとか、不登校になってからのケアの仕方だとか、全子供たちに対する呼びかけとか、いろいろな集会とか</p>
-------------	--

<p>教育指導課長</p>	<p>というのは、大変評価されているということが書いてありますので、これをこのケースだけのものじゃなくて、全校、各学校のほうにも、さしすせそじゃないですけども、事が起きたときの最初の、初動の対応の仕方、事態は良くにもなるし、深みにもはまってしまうというところなのかなというのを感じましたので、何かの機会に、いじめ対策指導員の先生というか、総合教育支援センターが入ると思いますけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>ありがとうございます。補足となりますが、こちらの報告の確認を、被害それから加害の保護者にした後、学校に私たち教育指導課、指導主事と私のほうで出向きまして、まずは当該の小学校に学校の校内研修、こちらのほうを展開いたしました。</p> <p>もちろん、これは年度がまたいでいるものですから、直接関わってきた教員ばかりではございません。ですので、しっかりとこちらの後の、これからのことということで、先ほど初期対応のお話がありましたけれども、それから情報の記録の仕方、共有の仕方、そういったことを一つ一つ丁寧に研修のほうでお伝えさせていただきました。</p> <p>と同時に、御指摘がありましたように、当該校だけではなく、全校に広げていくということが大事でございますので、校長会、教頭会をはじめとしまして、それから教育支援センターの学校訪問、そういったところでも繰り返し、こちらは風化させることなく、いつでも起こり得ることといったような意識を持って対応ができるよう、お伝えをしていこうというふうに考えております。</p> <p>現在も研修のほうが進んでおります。支援センターの協力なくしては、充実した研修もできませんので、連携体制を深めていながら対応を行っていきたくて考えております。</p>
---------------	--

<p>河原委員</p>	<p>御指摘ありがとうございます。</p> <p>報告書を読ませていただいて、自分の経験と照らして、こういったいじめに関わる報告書とかも、自分でも作成した経験もありましたし、作成させた経験もあって、それから全国各地のこういう報告書と見比べても、大変しっかりした内容で報告書ができているなというふうに思いました。</p> <p>委員会の委員の先生、多分、中心になられた弁護士の先生の力量かなというふうに思いますけれども、多分、学校事故とか教育事故とか、教育事案とかに精通された方なのかなと、裁判の経験なんかも、ある程度ある方なのかなというふうに思いました。</p> <p>報告9号の別紙になりますけれども、再発防止策も、これでよいかというふうに思います。いい経験というか、重大事態とはいっても、学校休みがちになるというレベルで止まって、しかも回復したという御報告ですから、これをいい経験として、こういった事案が再度起こらない、それこそを再発しないように努めていただけたらいいと思います。</p> <p>ポイントは、私、読んだ範囲では、初期対応の失敗って言っちゃ言い過ぎかもしれない、齟齬というか、そこだったと思います。報告書では、複数の聞き取りとか、メモを残しておかないといけないとか、そういったことも指摘されていますけれども、自分の読んだ範囲では、保護者への連絡の仕方であるとか、初期の、それから児童生徒の間で謝罪をするとか、保護者が謝罪に行くとか、その辺のノウハウも、やっぱり齟齬があるなど。その辺がこじれた原因になっているなというふうに思っています。</p> <p>いい教訓、いい機会だったというふうに捉えて、この後、全小中学校の、管理職の先生はもちろんですけれども、生徒指導主任をされている先</p>
-------------	---

生というのは、私的、個人的には、学校におけるこういった事案のキーパーソンになって進めなければいけないと思うんですけども。正直言って、中学校の生徒指導主任と小学校の生徒指導主任って、難しい事案が少ないからなのか、ちょっと小学校の場合は軽んじられているような気がして。それは自分の経験の範囲ですよ。

守谷の小学校は、そんなことはないのかなと思いますけれども、経験年数であるとか、それから実際の指導力であるとか、そういったことを本当に力量をつけていかないといけないのかなど。こういう事案が起こったときに、リーダーシップを取って、それぞれの学年主任と協議をして、対応を練って、管理職と相談する橋渡しになるとか、そういうことが必要なのかなど、ちょっと思ったりしています。

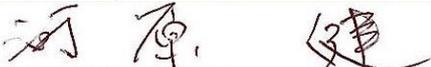
生徒指導主事の先生は、手当出ているんですよね、たしか。規模のある学校の学年主任やなんかと同じですよ。ですから、やっぱり力つけてただかなくちゃいけないなというふうに思っています。

そのために、教育委員会事務局として、教育指導課からの指導、それから研修の機会、それから、ちょっとこれはどうなのかなと思ったりもしますけれども、具体的にこの事例を基に、守谷の小中学校、研修できるかなって。まだ在籍しているので、被害も加害のお子さんも、ちょっと難しい面はあるのかなと思いますけれども、そういう言い方しちゃ申し訳ないんですけども、いい研修の事例かなって思ったりもしています。

それから、報告がありましたいじめ防止プログラムで、保護者会などでも対応を説明したり、年度を追ってプログラムを進めたりということについては、この前にもう1件、同じ小学校で重大事案があって、第三者委員会での調査が必要な事案があって、2件続いたことを基に、守谷市独自

	<p>のいじめ防止のプログラムをぜひ実施するべきではないかというふうに申し上げて、作っていただいて進めていただいた、そういう思いもあるので、自分としても、そういう発言をして。</p> <p>ぜひ続けていっていただきたいなと思いますし、こういうプログラムというのは、こういう事案が起こったこの数年間で消えてなくならないように、ぜひ守谷の小学校に在籍して、義務教育を終えた小学校1年から中学3年、卒業するまでの間、守谷市の独自のそういうプログラムで学習して、卒業して、義務教育を子供たちが終えていくというふうになるように、努めていただけたらうれしいなと思います。</p> <p>教育長 貴重な御助言ありがとうございました。</p> <p>辺見委員からは、学校管理以外でも対応すべきであるということの再確認、それから初期対応の課題について御指摘いただきましたし、また、河原委員からは、今回の事案の解説をしていただき、さらにその生かし方、校種に応じた生徒指導主事への周知の在り方、研修の在り方など、貴重な意見を頂いたところです。</p> <p>私も現場にいるときに、4月初め、子供たちが来る前、始業前の教員研修として、初期対応の仕方として、先ほど河原委員からお話のあった事実確認のやり方だとか、保護者への連絡とか謝罪の仕方など、やっぱり具体的に全職員で共有することってすごく大事だろうなというのを今、委員さんの御指摘頂きながら改めて感じたところです。</p> <p>教育指導課のほうでも、そうした具体的なプロセスを可視化した資料ができていますので、再度各学校で研修していただけるようにしたいと思いますし、また、さらに、いじめ防止プログラムに今年は専門家の助言を入れるという、さらにアップデートするという予定も聞いておりますので、実践、内容ともに充実が図られることを願っ</p>
--	--

教育長	<p>ています。</p> <p>では、次回定例会の日程について確認をさせていただきます。</p> <p>会議規則に定める25日、5月は日曜日になるため、5月26日、月曜日でいかがでしょうか。</p> <p>それでは、5月の教育委員会の定例会は、5月26日、月曜日、時刻は13時30分、場所は同じく市役所全員協議会室、こことなります。</p> <p>以上をもちまして、本日の定例会の議事は全て終了いたしましたので、会議を終了いたします。</p>
-----	---

会議録署名人	
--------	--